

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて部署ごとに判断することがあります。
この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合もあります。

| レベル | | 授業・教育活動 | 研究活動 | 学生 | 学生の課外活動 | 施設貸出 | 事務局 | 会議等 |
|-----|------------|---|--|---|--|--|--|--|
| 0 | 通常 | <p style="font-size: 24px; color: red; margin: 0;">基本的な対策を実施して、行動してください。</p> | | | | | | |
| 1 | 制限 (小) | 地域に感染者が発生した。 | ○原則として、感染拡大防止措置を講じた上で、対面授業を実施する。 | ○感染拡大防止措置を講じた上で、研究活動を認める。 ○オンラインでの活動を活用する。 | ○原則として、感染拡大に最大限配慮した上で、学内で講義等を受講する。 | ○原則として、感染拡大に最大限配慮した上で、対面活動を許可する。 | ○感染拡大に最大限配慮した上で、貸出許可とする。 | ○各部署は、通常と同様の範囲の業務を行う。 ○一部の職員に対して在宅勤務を命じることができ、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。 ○感染拡大防止措置を講じた上、会議室等で開催。 適宜、メール、オンラインでの開催等も活用。 |
| 2 | 制限 (中) | 都道府県知事から、外出自粛その他の行動規制に関する要請があった場合 | ○原則として、感染拡大防止措置を講じた上で、対面授業を実施する。 ○感染対策を必要とする授業については、オンライン授業を活用する。 | ○感染拡大防止措置を講じた上で、研究活動を認める。 ○オンラインでの活動を活用する。 | ○原則として、感染拡大に最大限配慮した上で、学内で講義等を受講する。 | ○原則として、感染拡大に最大限配慮した上で、大学が許可した対面活動のみ許可する。 | ○感染拡大に最大限配慮した上で、大学が許可した対面活動のみ許可する。 ○学外貸出不可。 ○人数を制限して学内者への貸出可とする。 | ○各部署は通常と同様の範囲の業務を行う。 ○一部の職員に対して在宅勤務を命じることができ、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。 ○感染拡大防止措置を講じた上、会議室等で開催。 適宜、メール、オンラインでの開催等も活用。 |
| 3 | 制限 (大) | 国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、都道府県知事から、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛や、在宅勤務の積極的活用促進等、新型コロナウイルスの感染防止に必要な協力を要請された場合 | ○オンライン授業を中心に実施する。 ○感染拡大防止措置を講じた上で、一部の対面授業を実施する。 | ○オンラインでの活動を活用する。 ○感染拡大防止措置を講じた上で、一部の学内研究活動を認める。 | ○原則、自宅等学外からオンライン授業を受講する。 ○一部の対面授業について、感染拡大に最大限配慮した上で、学内で受講する。 | ○原則対面活動禁止。 ○感染拡大に最大限配慮した上で、大学が許可した対面活動のみ許可する。 | ○貸出不可 | ○各部署は、在宅勤務者等の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。 ○一定程度の職員に対して在宅勤務を命じることができ、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。 ○感染拡大防止措置を講じた上、会議室等で開催。 適宜、メール、オンラインでの開催等も活用。 |
| 4 | 制限 (最大) | 国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、都道府県知事から、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛や、在宅勤務の積極的活用促進等、新型コロナウイルスの感染防止に必要な協力を要請された場合で、かつ、本学関係者の罹患者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合 | ○オンライン授業のみで実施する。 | ○学会等の研究会への参加及び主催の禁止。 ○原則として、在宅での研究とし、教育・研究の準備等で必要不可欠な場合は入構可とする。 | ○学内への立入を禁止する。 ○自宅等学外からオンライン授業を受講する。 | ○対面活動禁止 | ○貸出不可 | ○各部署は、大学機能を最低限維持するための業務を行う。 ○多くの職員に対して在宅勤務を命じることができ、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を行わせる。 ○原則、メール、オンラインでの開催等により実施する。 ただし、必要不可欠なものについては会議室等での開催を可能とする。 |
| 5 | 活動の原則停止 | 学内でのクラスター発生等により、大学を閉鎖せざるを得ない場合 | ○オンライン授業のみで実施する。 | ○出張の原則中止。 ○学会等の研究会への参加及び主催の禁止。 ○原則として、在宅での研究とし、教育・研究資産等の維持のため必要不可欠な場合は入構可とする。 | ○学内への立入を禁止する。 ○自宅等学外からオンライン授業を受講する。 | ○対面活動禁止 | ○貸出不可 | ○大学施設の維持に関し、必要最低限の職員のみ出勤とする。 ○原則、延期・中止とする。 ただし、大学機能を一定程度維持するために必要な会議等については、メール、オンラインでの開催により実施する。 |

※レベル2以上は、国や都の要請内容を踏まえて、適宜検討する。